

令和5年6月20日

ふるさと納税

(次期指定に向けた見直し方針)

目次

1. 現行の規定	2
2. 次期指定に向けた見直し案	6

1. 現行の規定

ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文(令和5年4月改正後の地方税法)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

基準①、④、⑤

⇒全ての地方団体に対する基準

基準②、③

⇒返礼品の送付を行う地方団体に対する追加の基準

① ふるさと納税の募集を適正に実施すること

② 返礼品は返礼割合3割以下とすること

③ 返礼品は地場産品とすること

④ 指定日前一年以内に上記基準に適合していたこと

⑤ 指定日前一年以内に報告の求めに対し、応じなかつたこと、虚偽報告したことがないこと 3

※以下のいずれにも該当すること

① 制度趣旨に沿った募集の方法

- 一 地方団体による第一号寄附金〔都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金〕の募集として次に掲げる取組を行わないこと。
 - イ 特定の者に対して謝金その他の経済的利益の供与を行うことを約して、当該特定の者に寄附者を紹介させる方法その他の不当な方法による募集
 - ロ 寄附者から法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する返礼品等（以下「返礼品等」という。）の譲渡を受け、当該寄附者にその対価として金銭の支払をすることを業として行う者を通じた募集
 - ハ 返礼品等を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告
 - ニ 寄附者による適切な寄附先の選択を阻害するような表現を用いた情報提供
 - ホ 当該地方団体の区域内に住所を有する者に対する返礼品等の提供

② 経費総額5割以下

- 二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

※以下のいずれかに該当すること

- 一 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 二 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 四 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 七 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 七の二 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 八 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 九 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

2. 次期指定に向けた見直し案

①「熟成肉・精米」に係る地場産品基準の見直し

【現状】

<熟成肉>

- 区域外の肉を、区域内で「熟成」させた返礼品については、熟成工程が「単なる保存」と区別が付かない事例が多い。

<精米>

- 区域外で生産された米を、区域内で玄米から「精米」にする工程を経たとし、加工品として提供する事例が多い。



○ 多くの団体がこれらの返礼品による寄附金の募集を行っており、看過できない状況。

○ 一方で、「熟成」「精白」という工程について、付加価値のある加工に該当するか否かを線引きすることは困難。

◆平成31年総務省告示第179号

第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

◆ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&A(現行)

問18 「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」(告示第5条第3号)とは、どのようなものを指すのか。

- 当該工程が「主要な部分」と言えるかどうかについては、当該工程を経て完成した当該返礼品等の重量や付加価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該工程によるものであること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。
- また、製造、加工その他の工程によって相応の付加価値が生じていると判断するためには、関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号)において、実質的な変更を加える加工又は製造に該当しない例として以下のとおり列挙していること等を踏まえること。

(参考) 実質的な変更を加える加工または製造に該当しない例

- ・ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作
- ・ 単なる切断
- ・ 選別
- ・ 瓶、箱その他これらに類する包装容器に詰めること
- ・ 改装
- ・ 仕分け
- ・ 製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示を張り付け若しくは添付すること
- ・ 単なる混合
- ・ 単なる部分品の組立て及びセットにすること

①「熟成肉・精米」に係る地場産品基準(告示)の見直し

【見直し案】



熟成肉、精米について、原材料が同一都道府県内産であるものに限り認める。(告示改正)

◆「同一都道府県内産」に限る理由

- ・ 「熟成」「精白」という工程による線引きが困難な中、現在も都道府県が地域資源として認定した物品を同一都道府県内の市町村が返礼品として提供可能な要件(地場産品基準第8号ハ)もあることから、「県内産」というエリア概念を用いることは、地場産品基準として親和性がある。
- ・ また、「宮崎牛」「新潟県産コシヒカリ」等、都道府県単位でブランド化される例も多く、小売店でも「〇〇県産」という表示で販売されることが一般的。

告示改正前	告示改正後
<p>(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)</p> <p>第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。</p> <p>三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。</p>	<p>(法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号の総務大臣が定める基準)</p> <p>第五条 法第三十七条の二第二項第三号及び第三百十四条の七第二項第三号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。</p> <p>三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。<u>ただし、当該工程が食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、当該地方団体が属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするものに限ることとする。</u></p>

②「オリジナルグッズ」に係る地場産品基準(Q&A)の見直し

【現状】

五 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

- 第5号基準については、これまで、地方団体のゆるキャラグッズや、オリジナルのポストカード等、一見して当該団体の返礼品であることが明白なもの等を返礼品として認めてきた。
- 一方、区域内で一切製造や加工が行われていない既製品に団体名やロゴをプリントするのみで返礼品として提供する事例も見られ、また、特定の団体がそのような返礼品を多数提供するなど、第5号基準の趣旨に反すると考えられる取組も見られることから、あらかじめ基準を明確にしておく必要。

【見直し案】



一般に流通している物品に単に団体等のロゴをプリントしただけのもの等は認めない。(Q&A改正)

Q&A改正前	Q&A改正後
<p>問21 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」(告示第5条第5号)とはどのようなものを指すのか。</p> <p>(追加)</p> <p>○ かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していることといった要素のみで、当該基準に該当するものではない。</p>	<p>問21 「地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの」(告示第5条第5号)とはどのようなものを指すのか。</p> <p><u>○ 返礼品等自体が地方団体の広報の目的で生産されたものである必要があり、一般に流通している物品の本体やパッケージに単に団体等のロゴをプリントしたものや、PRリーフレットを同封したものは、当該基準に該当するものではない。</u></p> <p>○ <u>また</u>、かつての産地であったことや、今後〇〇の町として売り出そうとしていること、当該区域の出身者等ゆかりの者に関連したものであること、市内に事業所が存在していること、<u>事業者と連携協定を結んでいること</u>といった要素のみで、当該基準に該当するものではない。</p>

③「地場産品と関連品との組合せ」に係る地場産品基準(告示・Q&A)の見直し

【現状】

- 第6号基準については、区域内産のそば+区域外産のそばつゆのセット等、地場産品と関連品とを組み合わせ提供するものを返礼品として認めてきた。
- 一方、区域内産品と区域外産品との間の関連性が希薄なものや、形式的には地場産品が返礼品全体の価値の半分以上を超えるものの区域外産の関連品のほうを強調して寄附募集を行うものなど、第6号基準の趣旨に反すると考えられる取組も見られることから、あらかじめ基準を明確にしておく必要。

【見直し案】



- ・ 関連品が、地場産品に対して、使用目的等において「附帯するもの」に限るとともに、
- ・ 地場産品の価値が、返礼品全体の価値の7割以上のものに限り認める。

告示改正前	告示改正後
<p>六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に<u>関連性のあるもの</u>とを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が<u>主要な部分を占めるものであること</u>。</p>	<p>六 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等<u>に附帯するもの</u>とを合わせて提供するものであって、当該返礼品等<u>の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上</u>であること。</p>
Q&A改正前	Q&A改正後
<p>問22 「前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に<u>関連性のあるもの</u>とを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が<u>主要な部分を占めるもの</u>」(告示第5条第6号)とは、どのようなものを指すのか。</p> <p>(追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>当該返礼品等が「主要な部分」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の一般的な価値のうち、半分以上を一定程度以上上回る割合が当該返礼品等であること等により判断し、ふるさと納税の募集に際し、その旨をポータルサイト上等に明記すること。</u> 	<p>問22 「前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等<u>に附帯するもの</u>とを合わせて提供するものであって、当該返礼品等<u>の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること</u>」(告示第5条第6号)とは、どのようなものを指すのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>「当該返礼品等に附帯する」と言えるかどうかについては、使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかかどうかにより判断する。</u> ○ <u>「当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上である」と言えるかどうかについては、提供されるもの全体の調達に要する費用のうち、<u>7割以上の割合が当該返礼品等に係る調達に要する費用</u>であることにより判断する。</u>

④「地場産品以外のものとも交換されうる地域商品券関係」に係る 地場産品基準(Q&A)の見直し

【現状】

- 本年1月に調査を実施したところ、全国1,046団体(58%)において、何らかの商品券等を返礼品として提供。
- また、653団体が、現地で物品等と交換可能な商品券等の新規提供を予定。
- 商品券等については、地場産品基準に適合するものとのみ交換されることが必要となるが、それを担保する方法については、各団体で様々であることから、基準を明確にしておく必要。

【見直し案】

➡ **地場産品と地場産品以外のものとの選別が困難な店舗を、当該商品券等の使用対象外とする(Q&A改正)**

Q&A改正前	Q&A改正後
<p>問10 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」(告示第3条)とは具体的にどのようなものか。</p> <p>○ 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」(告示第3条)とは、寄附したタイミングよりも一定期間後において返礼品等(地場産品基準のいずれかに該当するものに限る。)と交換することのできるポイントや施設利用引換券の類いのものを指す。証票に記載されているもののみならず、電子機器その他のものに電磁的方法により入力されたものを含む。</p> <p>(追加)</p>	<p>問10 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」(告示第3条)とは具体的にどのようなものか。</p> <p>○ 「物品又は役務と交換させるために提供するもの」(告示第3条)とは、寄附したタイミングよりも一定期間後において返礼品等(地場産品基準のいずれかに該当するものに限る。)と交換することのできるポイントや施設利用引換券の類いのものを指す。証票に記載されているもののみならず、電子機器その他のものに電磁的方法により入力されたものを含む。</p> <p><u>○ 交換される対象については、地場産品基準のいずれかに適合する必要があり、地場産品基準に適合するものと適合しないものとの選別が困難な店舗を当該ポイント等の使用可能店舗として指定することは認められない。仮に地場産品基準に適合しないものと交換されていることが判明した場合には、指定取消しの対象となり得ることから、各地方団体においては、対象店舗の選定等を慎重に行うこと。</u></p>

⑤「募集に要する費用」に係る基準(告示)の見直し

【現状】

- 寄附金受入額の5割以下とすべき「募集に要する費用」以外にも、ワンストップ特例の手続きや寄附金受領証の発行に要する費用等の付随費用が生じている。

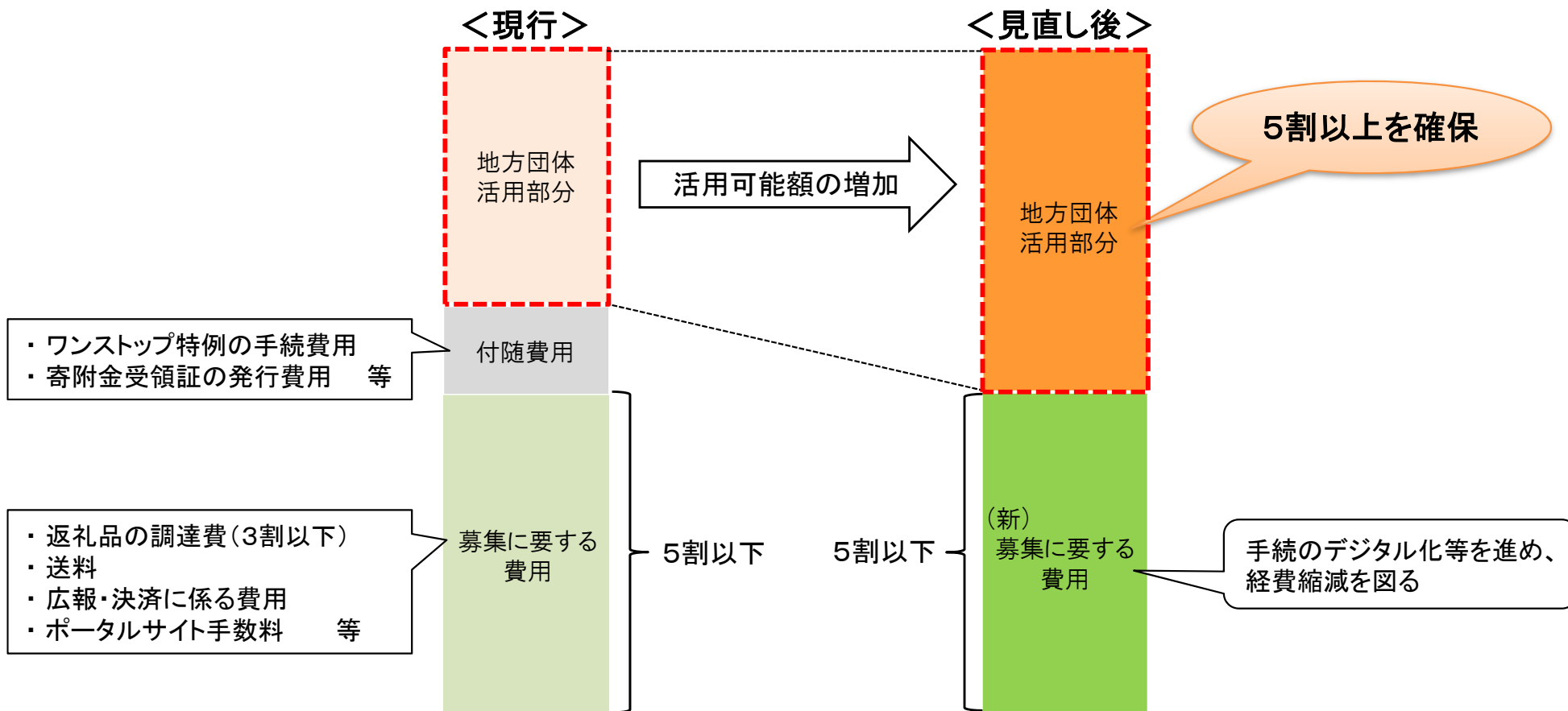
※複数の団体に確認をしたところ、付随費用は、寄附金受入額の数%程度。

<参考: 現行のQ&A> 問8 「募集に要する費用」に該当しない費用はどのような費用か。

例えば、寄附金に係る受領証の発行事務に係る費用、ワンストップ特例に係る申請書の受付事務に係る費用(当該事務を電子化するために要する費用を含む。)、ふるさと納税以外の業務も兼任している職員に係る人件費については、「募集に要する費用」には該当しないものと考えられる。

【見直し案】

寄附金のうち、少なくとも半分以上は寄附先の地方団体のために使われるべきという、指定制度創設時からの理念を踏まえ、付随費用も含めた「募集に要する費用」を5割以下とする。 (告示改正)



⑤「募集に要する費用」に係る告示改正案 等

告示改正前	告示改正後
<p>(募集の適正な実施に係る基準)</p> <p>第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）において第一号寄附金の募集に要する費用の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。</p>	<p>(募集の適正な実施に係る基準)</p> <p>第二条 法第三十七条の二第二項第一号及び第三百十四条の七第二項第一号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>二 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第一条の十六第二項に規定する指定対象期間（同条第三項又は第四項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類を提出した地方団体にあつては、地方税法施行規則第一条の十六第五項に規定する指定対象期間）において第一号寄附金の募集に要する費用 <u>（法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。）</u> の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。</p>

改正告示の施行期日・経過措置

< 施行期日 >

- ・ 公布の日

< 経過措置 >

- ・ 改正後の告示第2条（募集適正基準）及び第5条（地場産品基準）の規定は、令和5年10月1日（次期指定期間の開始日）以後に開始する期間に係る指定について適用し、同日前に開始した期間に係る指定については、なお従前の例による。